

葛城市業務委託等指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する業務委託及び物品の購入等（以下「業務委託等」という。）の指名競争入札において、指名競争入札に参加させようとする者の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名の方法)

第2条 指名業者の選定は、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）で、有資格者登録名簿に登録されている者のうちから指名するものとする。

- 2 指名業者の数は、業務委託等の区分に従い、予定価格（消費税等を含む。以下同じ。）に応じ、別表1のとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により指名する業者数について、市内に本店、支店又は営業所を有する者（以下「市内業者」という。）の数が別表第1に定める数を超えるときは市内業者の数とする。

(優先指名)

第3条 有資格者を指名しようとするときは、市内に本店、支店又は営業所を有する者を他の者に優先して指名することができる。この場合において、個人事業者については、その者の住所が市内にある者又は市内で届出を行い事業を営む者とする。

(留意事項)

第4条 有資格者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、会計年度における業務委託等の指名及び受注状況等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 納入実績
- (4) 暴力団および暴力団員の状況

(その他)

第5条 この基準に定めのない事項については、葛城市工事等請負業者選定委員会においてその都度協議する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成24年6月15日から適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

業種別の予定価格に対応する指名業者数

業 種	予定価格（消費税等含む。）	指名業者数
コンサル業務等	1 千万円以上	一般競争入札
	1 千万円未満	4 者以上
物品その他の業務委託	1 千万円以上	一般競争入札
	1 千万円未満	4 者以上

葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の指名競争入札において、指名競争入札に参加させようとする者の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名の方法)

第2条 指名業者の選定は、指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）で、有資格者登録名簿に登載されている者のうちから指名するものとする。

2 指名業者の数は、工事の区分に従い、予定価格（消費税等を含む。以下同じ。）に応じ、別表1のとおりとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

3 等級をもって工事を発注するときは、工事の種類及び予定価格に応じ、別表2に定める等級に属する者から指名するものとする。

(指名の特例)

第3条 工事の施工上特に必要と認めるときは、前条第3項の規定にかかわらず、直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。

2 発注する工事が緊急を要する場合、高度の技術を要する場合又は施工上相当困難を伴う場合は、当該等級の直近上位以上の等級の者又は施工能力があると認められる市外業者から指名することができる。

3 発注する工事の予定価格に応じた等級に属する者が、定められた指名業者数に満たない場合は、市内業者のうち直近上位の等級に格付けされた者から指名することができる。

(優先指名)

第4条 有資格者を指名しようとするときは、市内に本店を有し、かつ発注工事と同種の業種を業とする者を他の者に優先して指名することができる。この場合において、個人事業者については、その者の住所が市内にあるものとする。

(留意事項)

第5条 有資格者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、会計年度における工事の指名及び受注状況等を勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 既発注工事の施工実績
- (4) 発注工事の施工についての技術的適性
- (5) 手持工事の状況
- (6) 安全管理の状況
- (7) 暴力団及び暴力団員の状況

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項又は運用に関して必要な事項は、葛城市工事等請負業者選定委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年6月15日から適用する。

(経過措置)

2 この基準の適用の際現に指名を受けている建築工事、舗装工事及び水道工事における市外業者については、平成24年度に限り、なお従前の例による。

また、指名実績のある市外業者について、平成25年3月31日までに本店を葛城市内に移した旨の届出書を提出した場合は、引き続き市内業者として指名対象とする。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年6月12日から適用する。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月4日から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

業種別の予定価格に対応する指名業者数

業 種	予定価格（消費税等含む。）	指名業者数
土木一式工事	2千万円以上	一般競争入札
	2千万円未満	4者以上
建築一式工事	2千万以上	一般競争入札
	2千万円未満	4者以上
舗装工事	2千万以上	一般競争入札
	2千万円未満	4者以上
その他工事	2千万以上	一般競争入札
	2千万円未満	4者以上

別表 2

発注工事別の予定価格に対応する等級区分

等 級	土木一式工事	等 級	建築一式工事	等 級	舗装工事
A・A1	5千7百万円以上	A・B	5千7百万円以上	A	2千万円以上
A・B	3千4百万円以上 5千7百万円未満	B・C	7百万円以上 5千7百万円未満	A・B	1千万円以上 2千万円未満
B	2千3百万円以上 3千4百万円未満	D	7百万円未満	B・C	5百万円以上 1千万円未満
B・C	2千万円以上 2千3百万円未満			C	5百万円未満
C	7百万円以上 2千万円未満				
D	7百万円未満				

※ 指名競争入札を行う場合は、上記表の要件を付して行う
 上記表の等級区分は、奈良県の等級区分を準用する